

筑波教育学研究

第 17 号

2019年3月

筑波大学教育学会

目 次

〈投稿論文〉

義務教育学校教員における教科指導の前提となる実践的知識

— 児童生徒に関する知識のモデル化の試み —

…………… 藤 井 真 吾 1

〈依頼論文〉

東アジアを視野においた古典化への参加プログラムの開発（概要）

…………… 甲 斐 雄一郎 19

〈筑波大学教育学会第16回大会公開シンポジウム〉

新学習指導要領告示後1年を振り返り、今後の課題を探る

…………… 片 平 克 弘 29

〈研究動向〉

英語教育に関する研究動向

— 自然言語処理研究との接点に着目して —

…………… 名畑目 真 吾 33

〈書評〉

平井悠介 著

『エイミー・ガットマンの教育理論

— 現代アメリカ教育哲学における平等論の変容 —』

…………… 野々垣 明 子 53

張揚 著

『現代中国の「大学における教員養成」への改革に関する研究』

…………… 小野瀬 善 行 61

丹間康仁 著

『学習と協働—学校統廃合をめぐる住民・行政関係の過程—』

…………… 金 藤 ふゆ子 69

〈図書紹介〉

ピーター・H・ジョンストン 著，長田友紀・迎勝彦・吉田新一郎 訳

『言葉を選ぶ，授業が変わる！』

…………… 菊 田 尚 人 75

〈学会彙報〉（平成30年1月～12月） …………… 79

〈筑波大学教育学会会則・諸規程〉 …………… 82

筑波大学教育学会会則

筑波大学教育学会役員選出規程

筑波大学教育学会研究奨励賞規程

『筑波教育学研究』投稿規程

〈編集後記〉 …………… 89

学会彙報（平成30年1月～12月）

平成30年1月から12月までの学会の主な事業・活動は以下の通りである。

I. 第16回大会

平成30年3月10日（土）に筑波大学附属駒場中・高等学校を会場として開催された。以下に紹介するように、午前の自由研究には12件の発表があり、午後からは「新学習指導要領告示後1年を振り返り、今後の課題を探る」というテーマでシンポジウムが開催された。大会参加者はおよそ60名であった。なお、大会期間中に理事会と総会が開催された。

〈自由研究発表〉

第1分科会 司会 呂 光暁（筑波大学）

1. 社会科教育における選挙

—高等学校教科書にみられる2つの政治に注目して—

大脇 和志（筑波大学大学院）

2. 探求型学習をめざす課題研究への取り組み

—水俣フィールドワークの実践から—

大野 新（筑波大学附属駒場中・高等学校）

3. 中学校学習指導要領数学科における接線作図の位置に関する一考察

—命題の系列に着目して—

村田 翔吾（筑波大学大学院）

4. 「算数・数学の世界」と「教育の世界」を考える

—「科学と教育の結合」と「教育と生活の結合」をめぐる—

井上 正允（元 佐賀大学）

第2分科会 司会 勝田 光（筑波大学）

1. 教科指導における小中学校教員の実践的知識

—児童生徒に関する知識のモデル化の試み—

藤井 真吾（筑波大学大学院）

2. 生徒の主体性を育むための教師の言葉がけについて

北村 優弥 (大阪体育大学大学院)

3. ディベート学習に対する積極的準備の差に着目した一考察

加藤勇之助 (大阪体育大学)

菅沼 徳夫 (大阪体育大学)

北村 優弥 (大阪体育大学大学院)

4. 「みんなで輪になって踊ろう」

—附属中学校でのホームルームでの試み—

莊司 隆一 (筑波大学附属中学校)

第3分科会 司会 唐木 清志 (筑波大学)

1. ドイツ・ブランデンブルク州における倫理・同録教育科目の授業構成とその変遷

—LER科の『教授計画大綱』に着目して—

平岡 秀美 (筑波大学大学院)

2. 統合教育・インクルーシブ教育導入期の障害当事者と親の学習活動

—当事者団体の動きを中心に—

橋田 慈子 (筑波大学大学院・日本学術振興会)

3. 学校教育における図画工作・美術の学びの目的

—情報の育成とその評価—

齋藤 亜紀 (常磐大学・茗溪学園中学校)

4. ソフトウェア開発環境 (Visual Studio) を活用したプログラミング学習の実践

—中学3年総合的な学習の時間「テーマ学習」での授業実践と分析—

渡邊 隆昌 (筑波大学附属駒場中・高等学校)

〈シンポジウム〉

『新学習指導要領告示後1年を振り返り、今後の課題を探る』

・シンポジスト:

高倉弘光 (筑波大学附属小学校教諭)

「新学習指導要領下での小学校音楽科授業づくりの視点と課題」

山口泰宏 (筑波大学附属中学校教諭)

「新指導要領に向けて、変わらなくてはならないこと 中学校社会科の現

場から」

山中謙司（国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部）

「小学校理科における新学習指導要領と全国学力・学習状況調査の関係」

荻野雅裕（文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第二係長）

「新学習指導要領が目指すもの」

・司会：片平克弘（筑波大学）

Ⅱ．機関誌の発行

機関誌『筑波教育学研究（Tsukuba Journal of Education Studies）』第16号を，3月1日に発行した。

Ⅲ．会報の発行

第33号を10月15日に，第34号を12月15日にそれぞれ発行した。

Ⅳ．ホームページの更新

3月1日，10月4日，12月10日にホームページの更新を行った。

学会ホームページ URL は以下の通りである。

<http://www.human.tsukuba.ac.jp/education/tsukuedu/>

Ⅴ．12月末現在の会員数：276名

筑波大学教育学会会則

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日改正

平成20年3月22日改正

平成24年3月10日改正

第1条（名称） 本学会は、筑波大学教育学会（The Academic Society for Education of the University of Tsukuba）と称する。

第2条（目的） 本学会は、教育学研究の向上をはかり、会員の研究の交流協力につとめつつ、併せて会員相互の親和連絡を深め、教育文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本学会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 研究会の開催
- (3) 研究紀要の発行
- (4) 会報の発行
- (5) 研究奨励賞の選考
- (6) 内外の学会等との交流
- (7) 会員の研究交流
- (8) その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

第4条（会員） 本学会の会員は、次の各号の一に該当する会員で組織する。

- (1) 筑波大学及び筑波大学附属学校教職員（転・退職教員を含む。）
- (2) 筑波大学大学院修士課程及び博士課程の教育関連専攻もしくはコース等の在学者、修了者及び中退者
- (3) その他、本学会の趣旨に賛同して入会を希望する者

第5条（会費） 本学会の会費は年額4,000円とする。但し、学生会員については3,000円とする。

第6条（入会） 本会に入会しようとするものは入会申込書に必要事項を記入し、1年分の会費とともに本会に提出しなければならない。

第7条（退会） 会員が退会しようとする場合には、未納の会費はこれを納入のうえ、退会届を本会に提出しなければならない。

第8条（会員資格の喪失） 会費を4年度以上滞納した会員は、会員の資格を失うものとする。

2 前項によって会員資格を喪失したもので、滞納会費に相当する金額を納めるときは、再び入会を許可することができる。

第9条（会計年度） 本学会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第10条（運営） 本学会に、会務の運営のため、次の役員をおく。会長 1名、理事 20名、顧問 若干名、幹事 若干名、監査 2名

2 役員は、第4条第1号及び第2号の会員より選出する。

3 役員の選出規程は、別に定める。

4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第11条（編集委員会） 本学会に研究紀要編集委員会をおく。編集委員会規程については別に定める。

第12条（研究奨励賞選考委員会） 本学会に研究奨励賞選考委員会をおく。選考委員会規程については別に定める。

第13条（総会） 本学会は、年1回総会を開き、本学会の重要事項を審議決定する。

第14条（事務局） 本学会は、事務局を〒305-8572 茨城県つくば市天王台
1-1-1, 筑波大学人間系学系棟内（教育学域）におく。

附則 本会則は平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可
決された改正については、平成19年3月17日、第7回総会において可決さ
れた改正については、平成20年3月22日、第10回総会において可決された
改正については、平成24年3月10日より施行する。ただし、第8条につい
ては平成25年4月1日より施行する。

筑波大学教育学会役員選出規程

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日一部改正

平成24年3月10日一部改正

第1款 総則

第1条 筑波大学教育学会会則に定める役員を選出するために、筑波大学教育学会役員選挙規程（以下、規程）を定める。

第2条 理事選挙（会長を除く）は、役員任期の最終年度の9月1日から12月31日までの間に行われる。

第3条 有権者は、当該年度の9月1日までに前年度までの会費を納入している会員とする。

第4条 規程に定めのない事態が生じた場合は、理事会が判断する。

第2款 理事、役員を選出

第5条 理事選出の区分は、次の種類と定数による。

(1) 会員による投票により選出された理事 10名

(2) 会長により委嘱された理事 原則として10名

第6条 前条第1号の理事の選出は、全有権者の無記名郵送投票による。

第7条 投票は10名連記とする。

第8条 当選は、得票順とする。

2 同点者の生じた場合は、選挙管理委員会において抽選を行う。

3 理事に欠員の生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会長は役員選出規程第5条第1号によって選出された理事による無記名単記投票で互選する。

2 同点者の生じた場合は、抽選を行う。

第10条 第5条第2号の理事は、投票により選出された理事が確定した後に、会長が委嘱する。

2 会長は、投票により選出された理事の所属・地域等を考慮して10名の

理事を委嘱する。

第3款 顧問、幹事、監査の選出

第11条 顧問、幹事、監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4款 選挙管理委員会

第12条 役員の選挙を行うため、選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。委員会は、3名の会員をもって構成する。

第13条 委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

附則 本規程は、平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可決された改正については平成19年3月17日、第10回総会において可決された改正については平成24年3月10日より施行する。

筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

- (1) 本学会は、会員の研究発表の場として、機関誌『筑波教育学研究 (Tsukuba Journal of Education Study)』を発行する。発行は、年1回（3月）とする。
- (2) 編集委員会は、理事会の委嘱を受けた委員長及び委員10名によって構成される。委員長及び委員の任期は、2年とする。
- (3) 会員は、投稿の資格を有する。投稿原稿は、原著論文とする。
- (4) 編集委員会は、会員以外の者に原稿を依頼することができる。
- (5) 原稿の採択は、編集委員会での査読と審議を経て、決定する。
- (6) 編集委員会は、掲載予定の原稿について、投稿者との協議を通じて、内容の修正を求めることができる。
- (7) 投稿細則は、別に定める。

筑波大学教育学会研究奨励賞規程

平成20年3月22日制定

第1条（趣旨及び名称） 筑波大学教育学会（以下、本学会）会員の優れた研究を顕彰し、本学会機関誌『筑波教育学研究』の水準向上を図るために、「筑波大学教育学会研究奨励賞」（以下、賞）を設ける。

第2条（対象論文） 選考対象は、本学会の若手会員が『筑波教育学研究』に発表した研究論文とする。若手会員とは、当該論文が発表された時点で、40歳未満あるいは大学院生であった者のことをいう。

第3条（選考） 賞の選考は、筑波大学教育学会研究奨励賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。

2 賞の選考は、1年間を単位として行う。

3 選考委員長は、選考の経過及び理由を「研究奨励賞選考報告書」にまとめ、会長に報告する。

4 会長は、報告書を理事会に報告し、承認を得るものとする。

第4条（選考委員会） 選考委員会は、理事会から推薦された理事5名（機関誌編集委員長を含む）で構成する。選考委員長は、委員の互選による。

2 選考委員の任期は2年とする。

第5条（授賞点数） 授賞点数は1年間で1点を目安とするが、該当なしであることを妨げない。

2 賞の授与は、会員一人につき、1回限りとする。

第6条（表彰） 賞の授与は、毎年の年次大会総会において行う。

2 賞は、本賞（賞状）及び副賞（盾）とする。

3 受賞は、当該会員の「受賞のことば」を付して、『会報』に掲載される。

第7条（選考委員会への委任） この規程に定めるもののほか、必要な事項は、選考委員会が決定する。

第8条（規程の改正） 本規程の改正については、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附記 本規程は平成20年3月22日から施行するものとし、研究奨励賞の選考対象とされるのは『筑波教育学研究』第7号掲載の研究論文からとする。

『筑波教育学研究』投稿規程

1. 投稿者は筑波大学教育学会会員であること。ただし依頼論文についてはこの限りではない。
2. 機関誌への投稿内容は、未刊行のものに限る。
3. 論文原稿は、原則として「ワード」または「一太郎」を使用し、横書き、A4判用紙1頁あたり40字×30行で作成し、図版・注および引用文献を含めて16,000字（400字詰め原稿用紙40枚相当）程度とする。欧文の場合は注および引用文献を含めて6,000語程度とする。
4. 原稿の締め切りは8月末日とする。
5. 論文には邦文タイトルと英文タイトルを付記するとともに、邦文による400字程度のサマリーを付す。
6. 投稿にあたっては、原稿3部及び原稿を保存した電子媒体（CD等）を送付するものとする。原稿及び原稿を保存した電子媒体（CD等）は原則として返還しない。なお、原稿には①原稿の種類（研究論文、実践報告、研究ノートなど）、②邦文タイトル、③英文タイトルのみを明記し、著者名など著者が特定できるような情報は記さないものとする。
7. 研究論文とは別に、研究ノート、実践報告の投稿も受け付ける。その際、規定第3項－第6項に準拠する。
8. 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
9. 原稿には、氏名（ふりがな、および英文表記）、所属（ふりがな、および英文表記）、自宅住所（郵便番号、電話番号）、利用可能な場合、ファックス番号、メールアドレスを付記して、下記に送付するものとする。
10. 掲載された論文等については、筑波大学が運営する「つくばリポジトリ」に登録し、公開する。「依頼論文」「書評」「図書紹介」「シンポジウム報告」等、投稿によらない論文等についても、「つくばリポジトリ」に登録するものとする。

記

〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学人間系教育学域内

筑波大学教育学会編集委員会 宛

編集後記

『筑波大学教育学研究』第17号をお届けします。

編集の経過ですが、本号への研究論文の投稿は2編のみでした。少ない投稿に編集委員会として困惑しましたが、現状をそのまま受け止め、これまで通りの審査基準・方法で審査しました。結果として掲載に至った論文は、1編でした。投稿数は学会活動の活発さの指標ともなるものですので、会員の皆さまには、次号以降、是非、積極的に投稿くださるよう、お願い申し上げます。

本号で特筆すべきことは、甲斐雄一郎会員にお願いし、科研費による最新の研究の成果を論文にいただいたことです。同会員に感謝申し上げるとともに、これを契機に本誌が会員によるアクチュアルな研究成果の公表の場となることを念じています。

さらに本号では、名畑日真吾会員に「外国語教育に関する研究動向」をまとめていただきました。同会員が取り組んでいらっしゃる学際性を重視した研究の動向をまとめていただいております。外国語教育研究のこれからの一石を投ずる役割を果たすものと思っています。

本号には、これまでと同様、大会における公開シンポジウムの報告を掲載しました。第16回大会の公開シンポジウムのタイトルは「新学習指導要領告示後1年を振り返り、今後の課題を探る」でした。報告をご執筆くださった片平克弘会員には、小・中学校の現場の変化に立脚した意義のある議論を誌上にて再現していただきました。

これも毎号のことですが、本号においても書評・図書紹介をさせていただきました。「書評」は、野々垣明子会員、小野瀬善行会員、金藤ふゆ子会員、「図書紹介」は、菊田尚人会員にお願いしました。

本号も、多くの会員の皆様に支えられての発行です。執筆者の皆様に、改めてお礼申し上げますとともに、会員の皆様には投稿等を通じて本誌の発行に引き続きご協力くださるよう、お願いいたします。編集委員会では、本誌をより多くの方にご参照、ご講読いただくために、筑波大学が運営する「つくばリポジトリ」にて掲載論文等のオープンアクセス化を進めています。この点も踏まえて、本誌をよろしく願います。

なお、編集・発行にあたっては、小山田建太会員に編集幹事を務めていただきました。委員会の準備、原稿の整理、執筆者や印刷所とのやり取りなど、小山田会員のお力なしには発行は叶いませんでした。同会員の献身的なご尽力に深く感謝申し上げます。
(飯田 浩之)

筑波大学教育学会編集委員会

編集委員会委員長

飯田 浩之 (筑波大学)
(hiroiiida@human.tsukuba.ac.jp)

編集委員会

安藤 耕己 (山形大学)
長田 友紀 (筑波大学)
銀島 文 (国立教育政策研究所)
篠塚 明彦 (弘前大学)
渋谷 恵 (明治学院大学)
浜田 博文 (筑波大学)
林 尚示 (東京学芸大学)
平井 悠介 (筑波大学)
藤田 晃之 (筑波大学)

編集幹事

小山田建太 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

筑波教育学研究 第17号

2019年3月1日 発行

編集・発行 筑波大学教育学会
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1
印刷 株式会社いなもと印刷
電話 029(826)1221
